

小千谷市観光マーケティング・着地型観光商品開発業務 仕様書

1 業務名

小千谷市観光マーケティング・着地型観光商品開発業務

2 業務目的

小千谷市は、三菱地所㈱と協働により進めている「東京駅前常盤橋プロジェクト」において、令和3年度、おぢや特産の「錦鯉」を間近で鑑賞できる池を設置し、その周辺PRゾーンを活用し、当市の魅力を発信して新たな誘客の機会創出を図ることとしている。

本業務は、上記プロジェクトにおける地域ブランディングや新型コロナウイルス感染症収束後の観光需要回復を見据え、首都圏の方をメインターゲットとし、当市と連携している三条市も加えた着地型観光商品開発を主な業務とする。

今まで気づかれなかった生活文化や伝統、特産品や芸術などを活用した新たな観光ルートや体験型ツーリズムなどの造成、また「新しい生活様式」の定着とともに、大きく変化している観光ニーズを見据え、With コロナ、After コロナの時代に即した観光商品を造成することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月10日まで

4 業務内容

本業務の内容は、観光マーケティングと着地型観光商品を開発するものであり、必要事項を下記のとおり定める。

なお、業務詳細については、受託者の提案により協議して決定することとし、業務内容に変更があっても、委託上限額は変更しないものとする。

(1) ターゲット

「東京駅前常盤橋プロジェクト」に関する地域ブランディングや新型コロナウイルス感染症収束後の観光需要回復を見据えた首都圏（インバウンド含む）居住者とし、令和2年度に実施した「※1首都圏居住者における小千谷市認知度およびマスメディア上の露出状況に関する量的調査報告書」を参考にして、効果的なターゲットを選定すること。

※1 報告書は、実施要領5に基づき参加表明書を提出いただき、参加資格審査に合格した参加事業者に提供します。

(2) 観光資源の評価、選定

「東京駅前常盤橋プロジェクト」として推進している当市発祥の「錦鯉」を中心にしながら、三条市を含めた旅行商品の開発に向けて、両市の特産品や食、伝統文化、産業などの観光資源となり得るものを評価・選定することとする。なお、常盤橋プロジェクトとして本業務とは別に「プロモーション映像制作業務」で現在制作を進めているVR映像（熱気球・景観・牛の角突き）を観光資源の1つとして含めること。

- ・選定に際しては、候補となる観光資源に対し、市場の動向やニーズに基づく評価を行い、商品化に期待ができるものをリスト化すること。
- ・観光資源の評価においては、基準や根拠を示すこと。
- ・リスト化する観光資源は、市と協議して決定することとするが、今まで商品化に向け着目されてない、また可能性を秘めた新たな観光資源の提案について期待する。

【参考】

- ・山本山：野鳥（猛禽類渡り）、雲海、星空
- ・農業：機械試乗、収穫、棚田、草刈り
- ・遊歩道：お手軽登山、健康増進、整備 など



(3) 観光商品の造成、磨き上げ（観光コースの作成）

観光商品を提供する、又は提供者になり得る事業者（以下、「事業者等」という。）と意見交換しながら、(2)で選定した観光資源の魅力、個性、付加価値を磨き上げ、市場（(1)ターゲット）のニーズに沿った着地型観光商品の開発を行う。

- ・ターゲット市場にとっての「魅力」、あるいは「課題」を把握し、事業者等に磨き上げや改善についての助言、指導を行うこと。
- ・競合する他地域の観光商品を把握し、差別化に関する助言・指導を行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、安全・安心対策を講じた磨き上げを行うこと。
- ・商品化する観光コースは、日帰りコース2件以上、宿泊コース2件以上とし、当市への訪客滞在につながることを期待できるものとする。

(4) 流通、販売促進支援（モニターツアーの実施）

(3)の商品造成（観光コース作成）に向け、価格設定、流通手段、販売促進など、事業者等からの相談に応じるとともに、販路の開拓及び販売プロモーション等を含めた事前販売を行い、市場反応を確認するモニターツアーを実施する。

- ・モニターツアーの実施により、得られた改善点等を磨き上げ項目として、商品へのフィードバックを行うこと。

(5) 情報発信ツールの作成

オンライン上の多様なツールを用いて商品情報を発信していくために、用途の幅の広い情報発信ツール（動画、画像等）を作成する。また、“BtoB”“BtoC”での営業を想定し、営業資料として活用可能なセールシート（チラシ等）を作成する。

- ・作成した情報発信ツールは、当市のホームページやSNS等で活用し、国内外のOTAサイト等での情報発信につなげる。

(6) その他

本業務を通じ、観光資源を商品として造成、または磨き上げ、これを販売するまでの一連の取り組みについて、PDCAサイクルによる恒常的改善を持続させていくことを想定した、観光商品造成指針や販売戦略を盛り込んだガイドライン（観光商品開発ガイドライン）を示すこと。

5 成果品の納品及び委託金の支払いについて

(1) 成果品の納品について

受託者は、本業務における成果品として以下のものを納品する。

- ア 業務報告書 3部
- イ 選定した観光資源リスト（一覧と評価、未造成を含む）
- ウ モニターツアー実施報告
- エ 情報発信ツール（動画、画像等）
- オ セールスシート（営業資料、チラシ等）
- カ 観光商品開発ガイドライン
- キ 事業者や関係者等との打合せ記録及び助言・指導の記録など
- ク 上記ア～キの電子データ（USBメモリー等）1式

完成原稿はPDF、編集可能なデータはWord・Excel・PowerPointとする。

動画、画像の保存形式は別に指示する。

(2) 権利関係について

- ア 本業務における成果品及び業務過程で作成した資料の著作権については、当市に帰属するものとし、指定する時期に速やかに引き渡すものとする。
- イ 受託者は、本業務における成果品及び業務作成上の資料等に文献その他の資料を引用する場合は、その出典を明記するものとする。
- ウ 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は、本業務の中で受託者が行うこととする。
- エ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全ての受託者の責任と費用負担により対応するものとする。

(3) 完了検査について

- ア 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を提出するとともに、本仕様書で指定した成果品及び納品書を提出し、当市の検査を受けるものとする。
- イ 受託者は、検査の承認（合格）をもって業務の完了とする。なお、検査の結果、成果品に不備等があった場合、受託者は速やかに修正し、再検査を受けるものとする。

(4) 委託金の支払いについて

- ア 受託者は、検査の承認（合格）をもって業務が完了したときは、速やかに委託金の請求書を委託者に提出するものとする。
- イ 当市は、受託者から委託金請求書を受領したときは、速やかにこれを支払うものとする。
- ウ 本業務の委託金は、その総額の10分の7を超えない範囲において、委託業務の出来高に応じた部分払を認める。その場合、受託者は予め当市による出来高の確認を受けなければならない。部分払は履行期間中1回を限度とする。

6 留意事項（共通）

- (1) 受託者は、当市の条例、規則等を遵守し、当市の立場に立って、業務遂行にあたること。

- (2) この業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権、著作権、利用権は、すべて当市に帰属するものとする。
- (3) この業務の遂行上知り得た情報等は、当市に許可無く第三者に公表、漏洩等をしてはならない。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、この業務の全部を第三者に再委託してはならない。
また、受託者は、この業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ書面により報告し、当市の承認を得なければならない。
- (6) 当市との打合せは、業務の進捗上必要と判断した場合に随時実施すること。
- (7) この業務において、市や事業等との協議、打合せ等を行った場合は、速やかに議事録を作成し提出すること。
- (8) 本業務に実際に従事する者の雇用に際し、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働保険法などの関係法規を遵守すること。

7 その他

本業務において、この仕様書の解釈及び記載が無い事項等に関して疑義が生じた場合は、当市と受託者において別途協議の上、対応するものとする。